

「放課後子どもプラン」平成20年度概算要求の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と緊密な連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進するため、文部科学省と厚生労働省が連携して、平成19年度に引き続き、必要経費を要求。
- 実施主体である市町村において、学校の余裕教室や地域の児童館、公民館等も活用して、地域のボランティアなどの協力を得ながら、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

平成20年度概算要求のポイント

※[]内が
事業担当者

事業内容

趣旨

「放課後子どもプラン推進事業」

放課後子ども教室推進事業
【文部科学省】

▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々との参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

▽全国全ての小学校区での実施に向け、20年度も必要な支援措置を講じる。

放課後児童健全育成事業
【厚生労働省】

▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)

▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

要求額

99.2億円(68.2億円)

国庫補助金
(補助率1/3)

187.7億円(158.5億円)

か所数

15,000か所[5,000か所増]

原則としてすべての
小学校区での実施
を目指す

20,000か所[前年度同]

ソフト面

○全国展開に向けた取組支援

・全小学校区での実施に向け、既設の5千ヵ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援

○学習支援の充実

・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実

○安全管理員等への支援の充実

・地方がより取り組みやすくなるよう、謝金基準を充実

○長時間開設加算の改善

・夏休み等の長期休業期間や授業日(平日)の延長時間に応じた加算制度の創設・改善

○発達障害児等の受入の更なる推進

・障害児対応の指導員をクラブ単位での配置から、市町村の責任の基に配置する補助方式に変更

○長期休業期間中の閉所促進や大規模クラブの解消

・250日未満開所のクラブや71人以上の大規模クラブへの21年度での増設の廃止

ハード面

○「放課後子ども教室」を設置する際の備品
購入費補助の実施○学校の敷地内等に新たに施設を設置する
際の創設か所数の増

○設置・実施主体制限の緩和

・「市町村」→「市町村、社会福祉法人等」

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】